

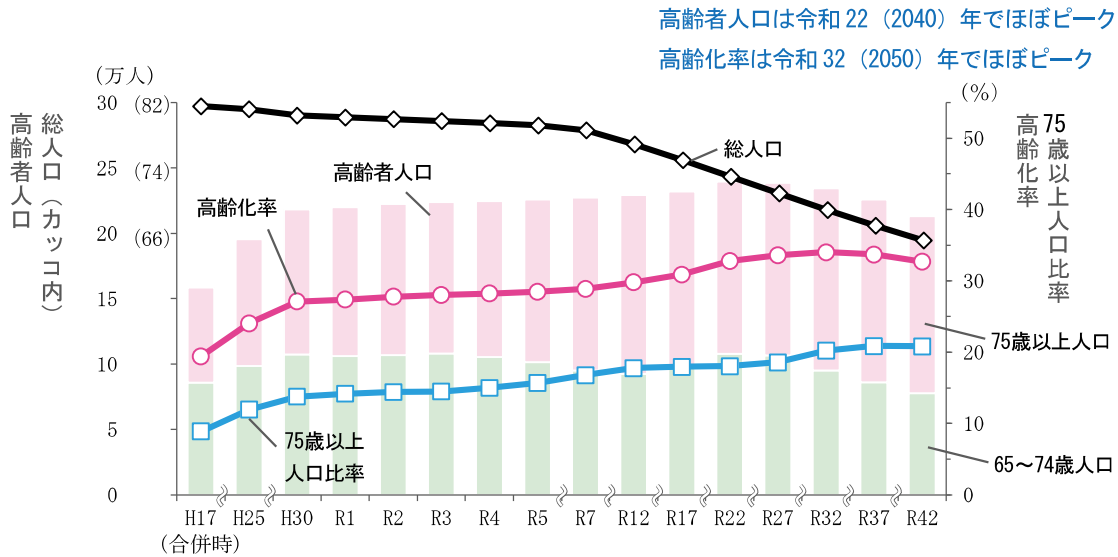
第3章 プラン策定の視点

1 高齢者を取り巻く状況への対応

(1) 高齢者人口と高齢化率の推移と推計

総人口は、今後もゆるやかに減少を続ける一方で、高齢者人口は増え続け、令和7(2025)年に227,307人、令和22(2040)年にはほぼピークに達し239,419人と見込まれます。その後は、高齢者人口も減少に転じますが、高齢化率は令和32(2050)年にピークに達し34.0%になると推計しています。

高齢者人口の増加及びそれに伴う認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、それに対する施策を今後さらに推進する必要があります。



※各年10月1日現在住民基本台帳数値、令和3(2021)年以降はコーホート変化率法による推計値(高齢者福祉課試算)

※グラフ目盛左側()内は総人口

※高齢化率
総人口に占める65歳以上人口の割合
※超高齢社会
昭和31(1956)年国連の報告書において、7%以上を「高齢化社会」として定義された水準が基となり、その2倍水準の14%以上を「高齢社会」と称し、3倍水準の21%以上が一般的に「超高齢社会」と呼ばれています。

(単位：人、%)

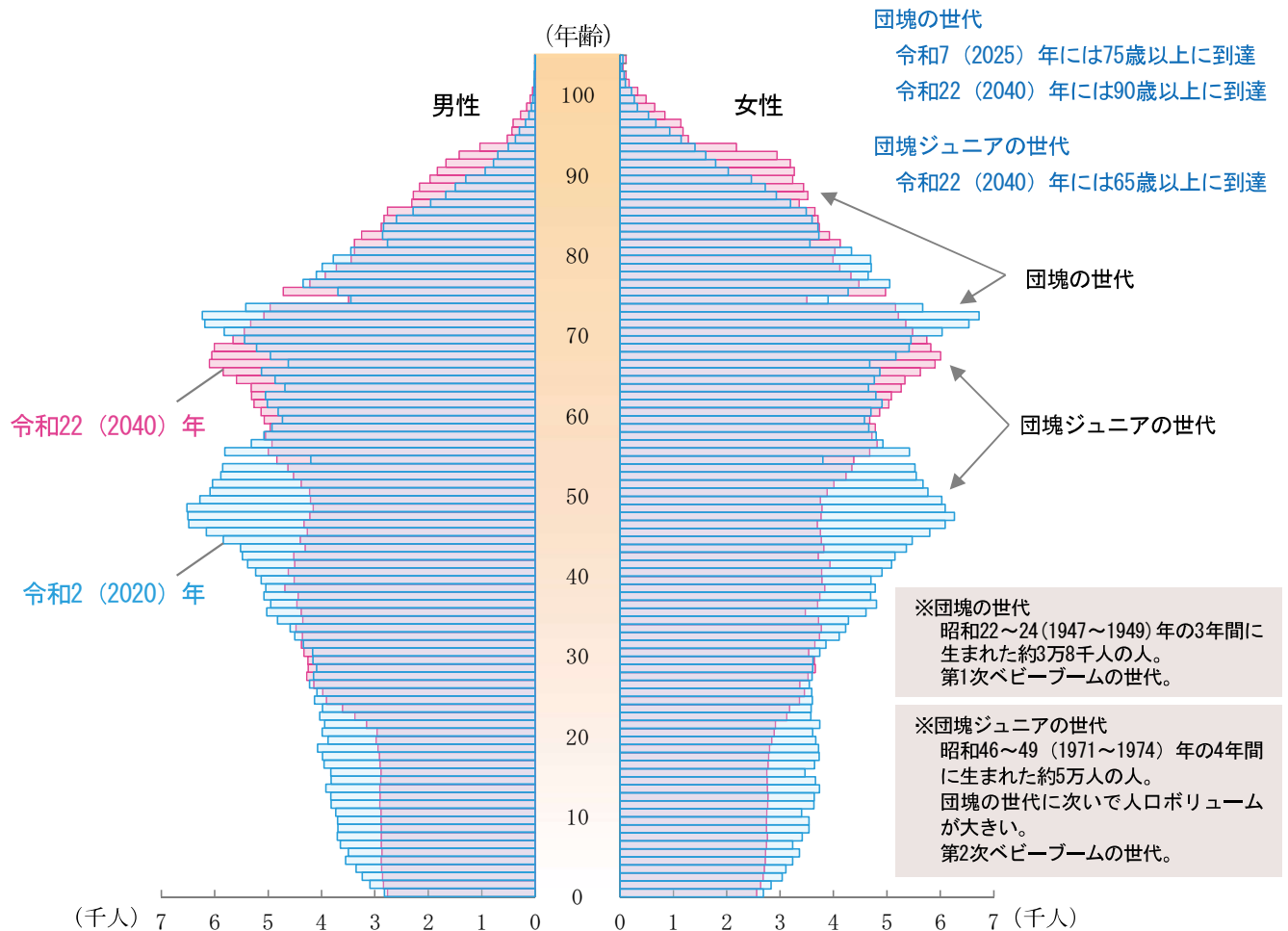
区分	H17 (2005)	H25 (2013)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
(1) 総人口	816,658	812,888	805,110	802,856	800,760	798,353	795,786	793,098
(2) 高齢者人口	158,390	195,418	218,187	219,813	222,338	223,734	224,643	225,806
①65~74歳	85,786	98,478	107,400	106,052	106,927	108,093	105,363	101,486
②75歳以上	72,604	96,940	110,787	113,761	115,411	115,641	119,280	124,320
(3) 高齢化率	19.4	24.0	27.1	27.4	27.8	28.0	28.2	28.5
(4) 75歳以上人口比率	8.9	11.9	13.8	14.2	14.4	14.5	15.0	15.7

区分	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
(1) 総人口	787,057	769,679	750,351	729,983	709,485	689,075	669,709	651,694
(2) 高齢者人口	227,307	229,290	231,778	239,419	238,409	234,428	225,703	213,143
①65~74歳	95,227	92,510	97,195	107,794	106,625	95,107	86,015	77,500
②75歳以上	132,080	136,780	134,583	131,625	131,784	139,321	139,688	135,643
(3) 高齢化率	28.9	29.8	30.9	32.8	33.6	34.0	33.7	32.7
(4) 75歳以上人口比率	16.8	17.8	17.9	18.0	18.6	20.2	20.9	20.8

(2) 人口ピラミッドと団塊の世代、団塊ジュニアの世代

令和2（2020）年10月1日現在の人口ピラミッドをみると、団塊の世代と呼ばれる70歳から73歳までと、団塊ジュニアの46歳から49歳までの年代層の人口が多く、変形つぼ型になっています。

令和22（2040）年の推計では、66歳から69歳までの団塊ジュニア世代が最も多く、総人口の減少に伴い15歳から64歳までの生産年齢人口も減少し、1人の高齢者を1.7人で支える状況となります。



※令和2（2020）年数値は10月1日時点住民基本台帳より

※令和3（2021）年以降はコーホート変化率法による推計値（高齢者福祉課試算）

1人の高齢者を支える若い世代の人数

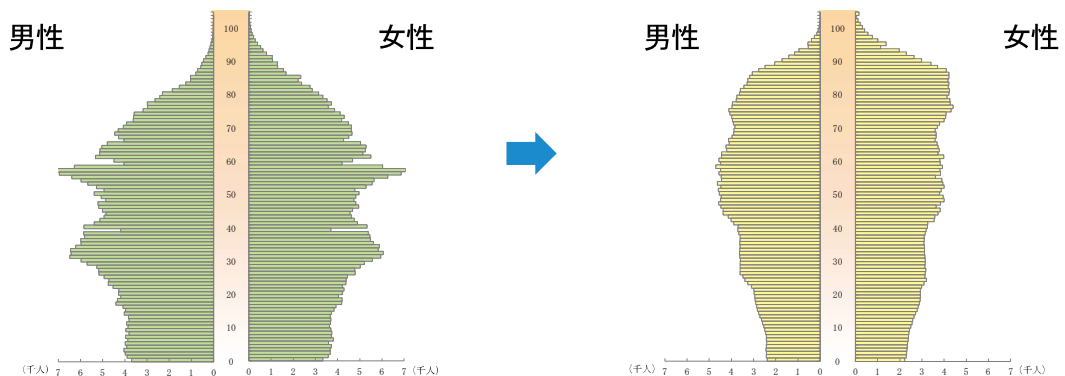
(単位：人)

H17（2005）	R2（2020）	R7（2025）	R22（2040）	R42（2060）
3.41	2.14	2.05	1.70	1.71

※若い世代…15～64歳までの生産年齢人口

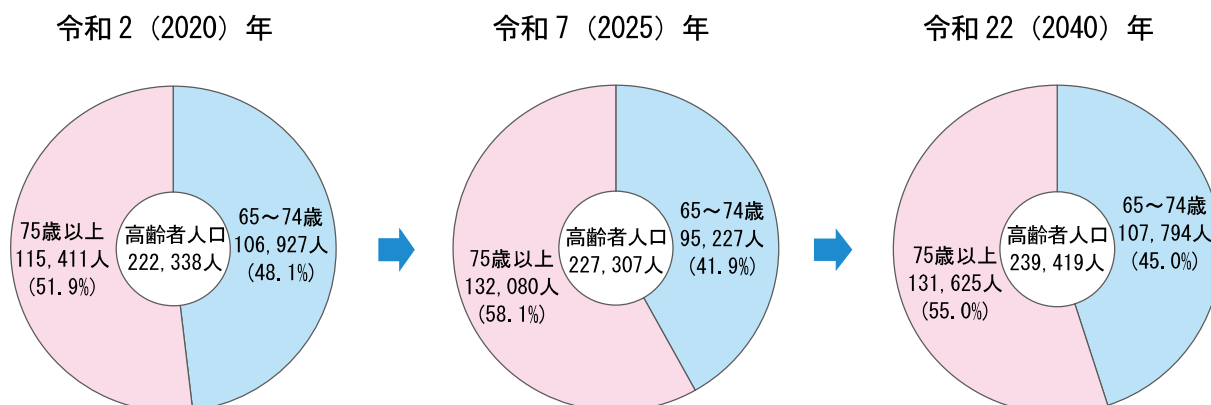
平成17（2005）年

令和42（2060）年推計



(3) 高齢者の高年齢層の増加

令和2（2020）年時点では75歳以上人口は高齢者全体の約半数を占めていますが、団塊世代が75歳に達する令和7（2025）年には約6割まで増加します。令和22（2040）年になると、65歳以上人口割合が微増するものの、75歳以上人口が過半数を占める状況です。



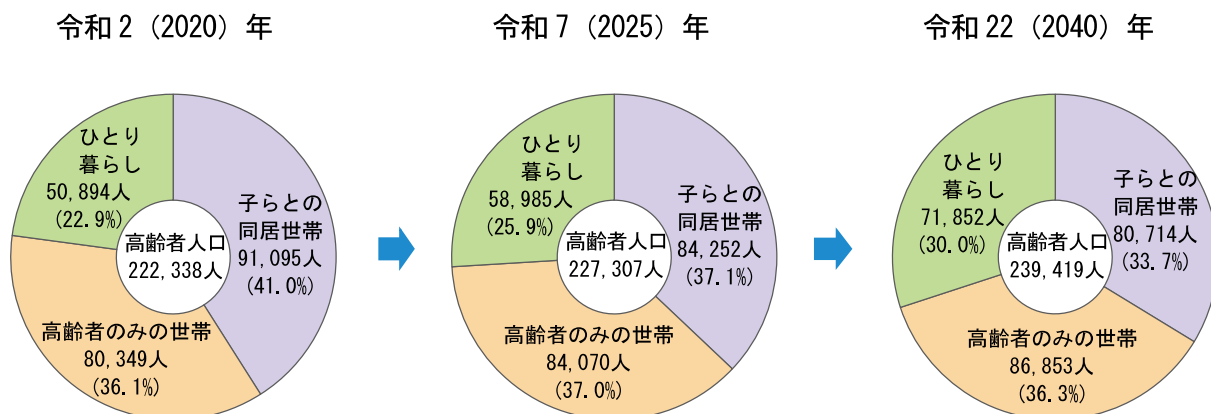
区分	R2 (2020)		R7 (2025)		R22 (2040)	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
65～69 歳	50,963	22.9	46,794	20.6	58,755	24.5
70～74 歳	55,964	25.2	48,433	21.3	49,039	20.5
75～79 歳	43,290	19.5	51,535	22.7	41,914	17.5
80～84 歳	33,438	15.0	37,306	16.4	35,241	14.7
85～89 歳	23,495	10.6	25,096	11.0	28,681	12.0
90～94 歳	11,252	5.1	13,469	5.9	19,315	8.1
95 歳以上	3,936	1.7	4,674	2.1	6,474	2.7
合計	222,338	100.0	227,307	100.0	239,419	100.0

※令和2（2020）年数値は10月1日時点住民基本台帳より

※令和7（2025）年以降はコーホート変化率法による推計値（高齢者福祉課試算）

(4) 世帯構成の変化

核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者世帯が高齢者人口に占める割合及びひとり暮らし及び高齢者のみの世帯を合わせた割合は、令和2（2020）年から令和22（2040）年にかけて約1割増加する見込みです。



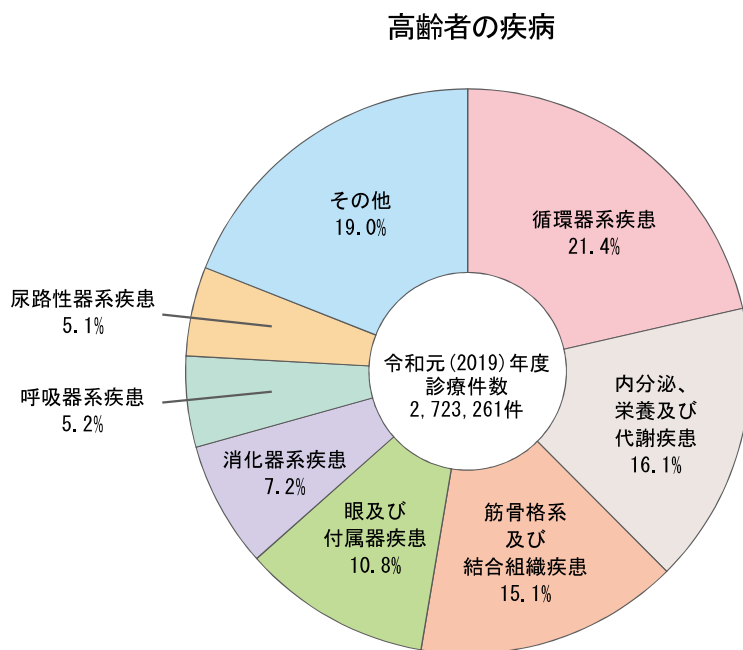
※令和2（2020）年数値は10月1日時点住民基本台帳より

※令和7（2025）年以降はコーホート変化率法による推計値（高齢者福祉課試算）

(5) 高齢者の疾病と要介護の要因

令和2（2020）年5月診療分における本市高齢者（65～74歳の国民健康保険加入者と75歳以上の後期高齢者医療受給者）の疾病は、高血圧等の循環器系疾患21.4%、糖尿病・脂質異常症等の内分泌、栄養及び代謝疾患16.1%、関節疾患・骨粗しょう症等の筋骨格系及び結合組織疾患15.1%等となっています。

また、厚生労働省の調べによると、要介護状態となった原因を現在の要介護度別にみると、要支援者では「関節疾患」が18.9%で最も多く、次いで「高齢による衰弱」16.1%となっています。要介護者では「認知症」が24.3%で最も多く、次いで「脳血管疾患」が19.2%となっています。軽度の認定を受けて介護サービスを利用し始めて、認知症や脳血管疾患、骨折・転倒等の原因により重度化していることが推測されます。



※静岡県国民健康保険団体連合会・静岡県後期高齢者医療広域連合
(浜松市令和元（2019）年度診療分の疾病分類統計)

介護が必要となった主な原因（全国）

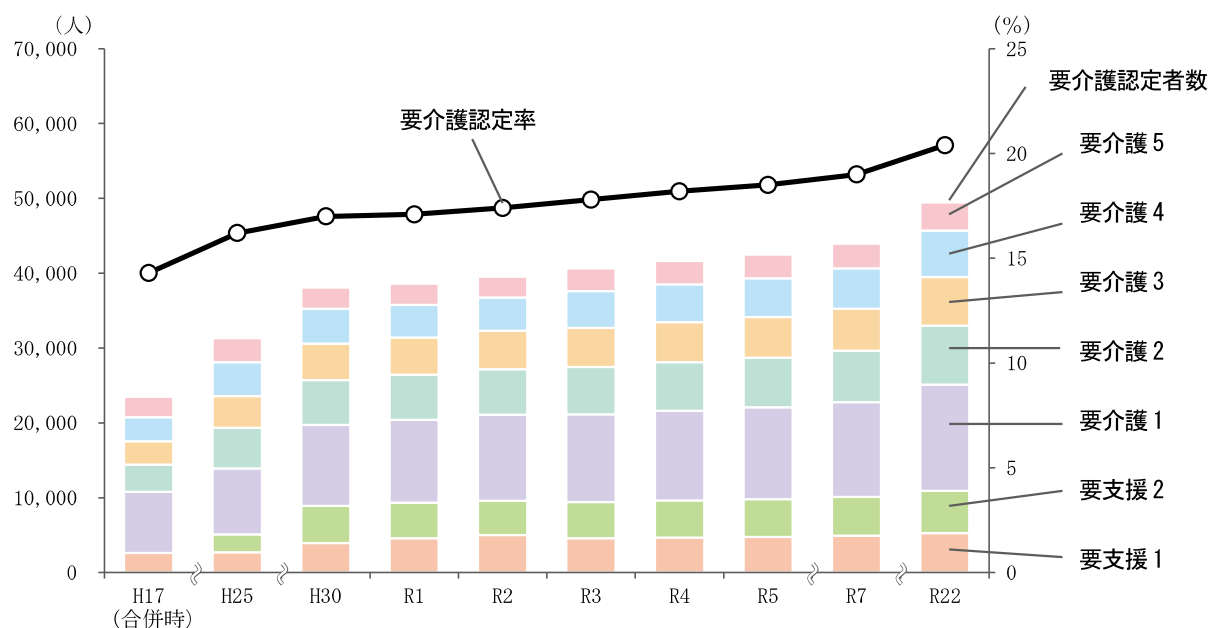
（単位：％）

要介護度別	順位		第1位		第2位		第3位	
	順位	割合	原因	割合	原因	割合	原因	割合
全体			認知症	17.6	脳血管疾患（脳卒中）	16.1	高齢による衰弱	12.8
要支援者			関節疾患	18.9	高齢による衰弱	16.1	骨折・転倒	14.2
要支援1			関節疾患	20.3	高齢による衰弱	17.9	骨折・転倒	13.5
要支援2			関節疾患	17.5	骨折・転倒	14.9	高齢による衰弱	14.4
要介護者			認知症	24.3	脳血管疾患（脳卒中）	19.2	骨折・転倒	12.0
要介護1			認知症	29.8	脳血管疾患（脳卒中）	14.5	高齢による衰弱	13.7
要介護2			認知症	18.7	脳血管疾患（脳卒中）	17.8	骨折・転倒	13.5
要介護3			認知症	27.0	脳血管疾患（脳卒中）	24.1	骨折・転倒	12.1
要介護4			脳血管疾患（脳卒中）	23.6	認知症	20.2	骨折・転倒	15.1
要介護5			脳血管疾患（脳卒中）	24.7	認知症	24.0	高齢による衰弱	8.9

注：「要介護度別」は令和元(2019)年6月時点

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元（2019）年度)

(6) 要介護認定者数・認定率の推移と推計



※各年10月1日現在数値、令和3（2021）年以降は介護保険課試算による推計値

※平成17（2005）年まで要支援1・2の区分なし

※要介護認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計値

※要介護認定率は、第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援者の占める割合

※第1号被保険者は、住所地以外の市区町村に所在する施設等に入所し、施設等の所在市区町村に住所を変更しても、引き続き住所を移す前の市区町村の第1号被保険者となるため、住民基本台帳上の人口と差異がある

(単位: 人)

区分	H17 (2005)	H25 (2013)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
要支援1	2,634	3,150	3,951	4,570	5,015	4,567	4,668	4,767	4,915	5,269
要支援2	0	3,227	4,950	4,749	4,568	4,860	4,963	5,061	5,211	5,638
小計	2,634	6,377	8,901	9,319	9,583	9,427	9,631	9,828	10,126	10,907
要介護1	8,137	8,827	10,857	11,098	11,513	11,711	11,991	12,244	12,656	14,210
要介護2	3,665	5,451	5,962	6,047	6,087	6,366	6,520	6,655	6,882	7,849
要介護3	3,110	4,203	4,879	4,950	5,112	5,141	5,273	5,388	5,588	6,493
要介護4	3,228	4,576	4,630	4,352	4,456	4,940	5,064	5,173	5,364	6,224
要介護5	2,735	3,205	2,814	2,798	2,776	3,061	3,131	3,196	3,305	3,752
小計	20,875	26,262	29,142	29,245	29,944	31,219	31,979	32,656	33,795	38,528
合計	23,509	32,639	38,043	38,564	39,527	40,646	41,610	42,484	43,921	49,435
第1号被保険者 (認定率)	22,629 (14.3%)	31,698 (16.2%)	37,186 (17.0%)	37,696 (17.1%)	38,650 (17.4%)	39,779 (17.8%)	40,743 (18.1%)	41,618 (18.4%)	43,056 (18.9%)	48,705 (20.3%)
第2号被保険者	880	941	857	868	877	867	867	866	865	730
総合事業対象者	—	—	2,144	2,308	2,248	2,261	2,315	2,366	2,448	2,711

※「総合事業対象者」とは、25の日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるための基本チェックリストによって、機能低下がみられると判定された人

年齢階層別要介護認定率（令和2（2020）年10月1日現在）

（単位：人、％）

区分	要介護認定者数	要介護認定率	
65～69歳	1,315	2.7	3.8
70～74歳	2,796	4.9	
75～79歳	4,772	11.2	29.7
80～84歳	8,122	24.1	
85～89歳	10,758	44.6	
90歳以上	10,887	68.6	
合計	38,650	17.4	

※要介護認定率は、第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援者の占める割合

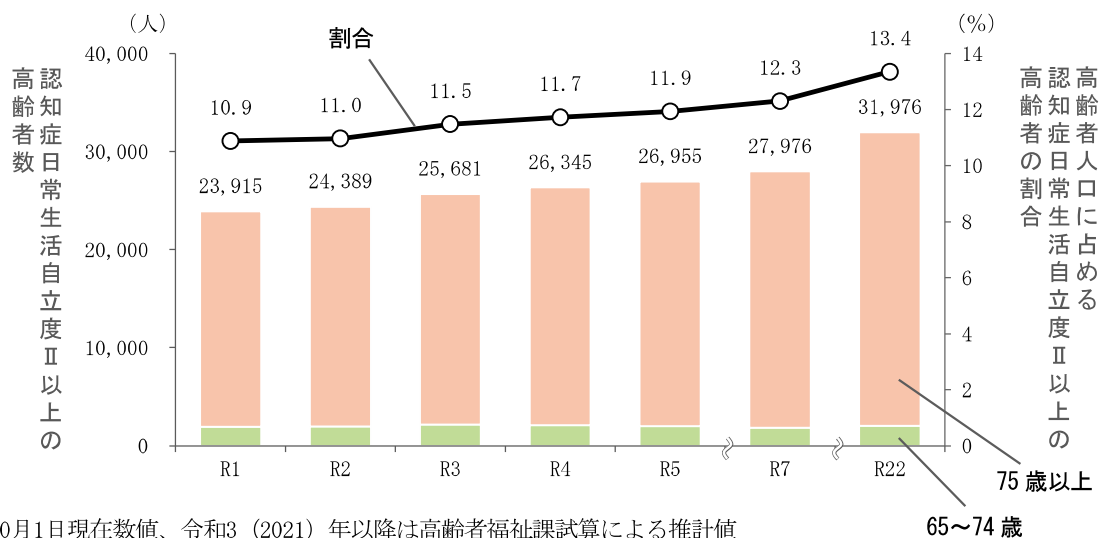
介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とし、平成12（2000）年4月に介護保険制度が創設されました。

介護保険制度の定着や高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数のうち要介護1までの軽度の人を中心に年々増加傾向にあります。

また、要介護認定率（令和2（2020）年10月1日現在）を年齢別にみると、65～74歳では3.8%であるのに対して、75歳以上は29.7%に上昇します。

(7) 認知症高齢者数の推計

※認知症日常生活自立度Ⅱ以上とは日常生活に支障をきたす状態



※各年10月1日現在数値、令和3（2021）年以降は高齢者福祉課試算による推計値

※認知症日常生活自立度の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの

※要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まない

年齢階層別認知症日常生活自立度Ⅱ以上出現率（令和2（2020）年10月1日現在）

（単位：人、％）

区分	人口	日常生活自立度Ⅱ以上(※)	出現率	
65～69歳	50,963	563	1.1	1.8
70～74歳	55,964	1,396	2.5	
75～79歳	43,290	2,615	6.0	19.4
80～84歳	33,438	4,713	14.1	
85～89歳	23,495	7,018	29.9	
90歳以上	15,188	8,084	53.2	
合計	222,338	24,389	11.0	

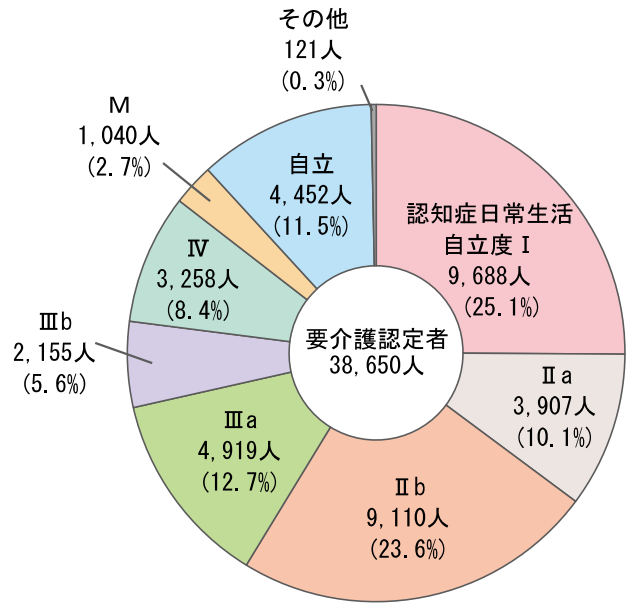
※認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの

本市の65歳以上の要介護認定者全体38,650人（事業対象者は除く）のうち、日常生活自立度Ⅱ以上は令和2（2020）年には24,389人で、令和7（2025）年には27,976人、令和22（2040）年には31,976人にまで増えると推計しています。この数は要介護認定者全体のうち、約6割となり、令和22（2040）年まで増加し続ける見込みです。

また、令和2（2020）年の65歳以上人口に占める認知症日常生活自立度Ⅱ以上の割合は、65～74歳では約1.8%であるのに対し、75歳以上では約19.4%に急上昇します。今後、高齢者の中でも高年齢層の増加による認知症高齢者の増加が見込まれ、その対応が大きな課題となります。

認知症は専門医の受診まで至らないことが多く、その人数等の把握が難しい状況にあるため、実際にはさらに多くの人数が見込まれます。厚生労働省の推計では、認知症有病者数は平成24（2012）年の約462万人に対し、令和7（2025）年には約730万人となり、65歳以上の約5人に1人が認知症となる見込みです。

要介護認定者（65歳以上）における認知症日常生活自立度別の割合



※令和2（2020）年10月1日現在数値

※要介護認定者数は第2号被保険者を除いたもの

※認知症日常生活自立度の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの

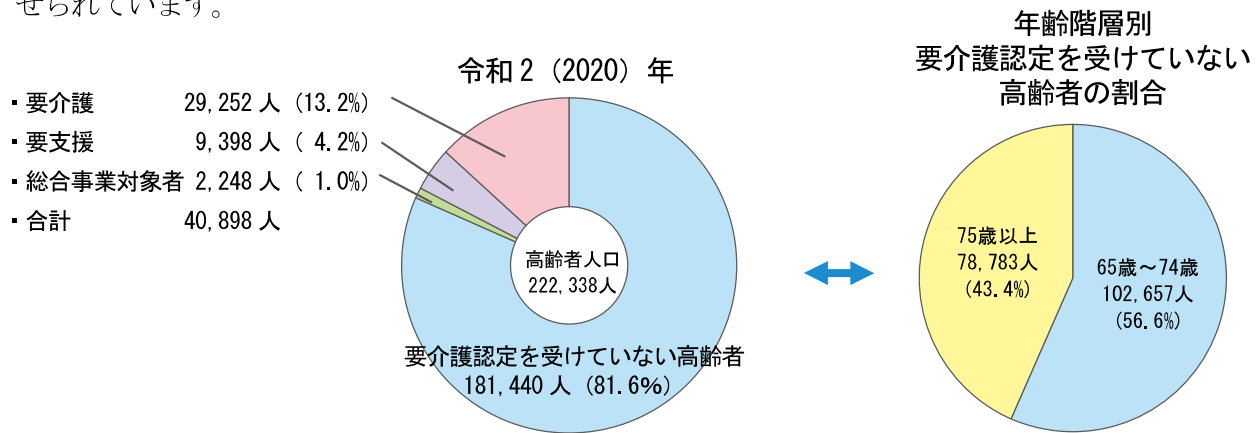
※その他は転入前の市区町村で要介護認定を受けた人

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(8) 高齢者全体に占める要介護認定を受けていない高齢者の割合

高齢者全体のうち要介護認定を受けていない高齢者は令和2（2020）年で約8割を占めています。このうち、65歳以上74歳以下は75歳以上に比べ約13ポイント上回る状況ですが、令和17（2035）年までは75歳以上が継続的に増加することが見込まれるため（6ページ参照）、75歳以上の人の増加に伴う要介護者の急増に対応することが課題であるとともに、圧倒的に多くの元気な高齢者の活躍に期待が寄せられています。



※高齢者人口は令和2（2020）年10月1日現在住民基本台帳数値

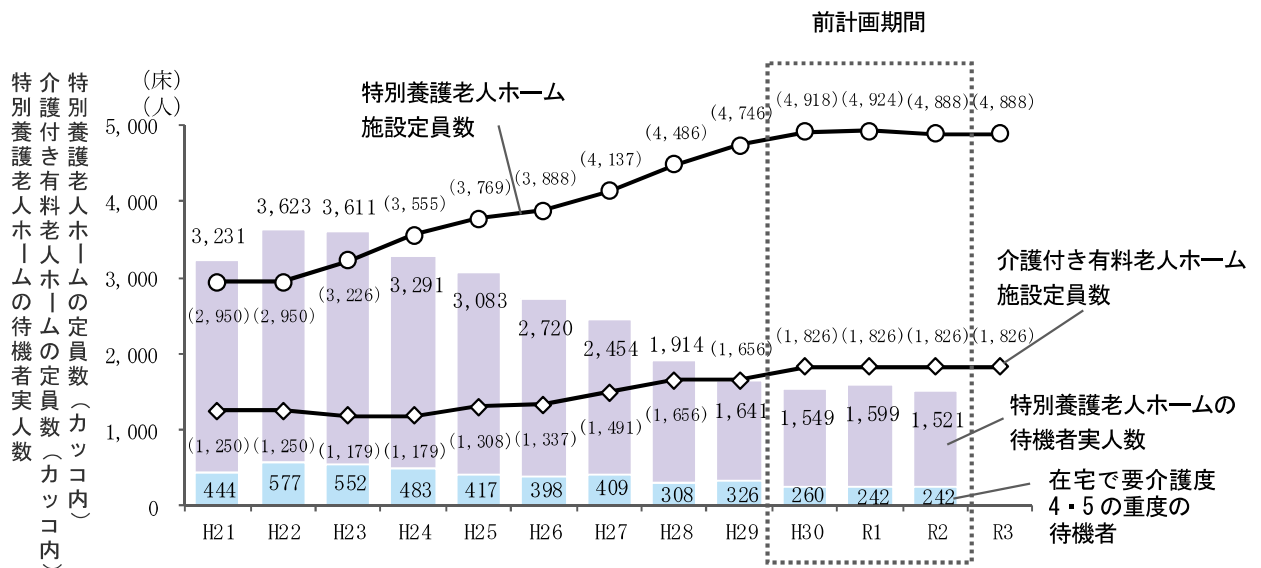
※要介護認定者数（事業対象者を含む）は令和2（2020）年10月1日現在 第2号被保険者を除いたもの

(9) 特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備状況

特別養護老人ホームの入所待機者は、平成25（2013）年8月時点において3,000人を超える状況であったことから、入所待機者の総数を抑えるとともに、在宅で重度（要介護度4・5）の待機者を解消することを目標に、平成29（2017）年度まで重点的に施設整備を進めてきました。

令和2（2020）年8月時点の施設入所率は95.1%で、定員4,888人に対し空床が239床という状況であり、依然として空床があるため、今期においては施設整備は行いません。なお、入所受入れには介護人材の確保が必要なことから、引き続き介護人材の確保を支援し、施設の入所率の向上や入所待機者の解消を進めていきます。

【整備実績と特別養護老人ホーム入所待機者の状況】



※施設定員数は整備年度の翌年度4月1日までに開設分を含む

※入所待機者数は、各年8月1日現在数値

①整備状況

区 分	参考	第7期介護保険事業計画期間中の実績		
	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
特別養護老人ホーム整備床数	160 床	12 床	6 床	△36 床
介護付き有料老人ホーム整備床数	170 床	0 床	0 床	0 床

※施設整備床数は、当該年度における整備数値（平成30（2018）年は4月1日開設160床を含まない）

※第7期の特別養護老人ホーム整備床数は、施設の転用、廃止によるもの（介護保険事業計画外の整備）

②特別養護老人ホームの入所状況及び入所待機者状況（各年8月1日）

区 分		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
入所状況	定員数	4,676 人	4,906 人	4,918 人	4,888 人
	入所者数	4,225 人	4,467 人	4,545 人	4,649 人
	空床数	451 床	439 床	373 床	239 床
	入所率	90.4%	91.1%	92.4%	95.1%
入所待機者 状況	総数（実人数）	1,641 人	1,549 人	1,599 人	1,521 人
	うち在宅重度者	326 人	260 人	242 人	242 人

2 これからの社会における高齢者の定義の見直し

一般的に65歳以上の方は「高齢者」として定義されています。しかし、国の高齢社会対策大綱において、高齢者の就業・地域活動等に対する意欲は高く、65歳以上を一律に「高齢者」とみる一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しているとしています。

本市では平成31（2019）年2月に「70歳現役都市・浜松」共同宣言をし、官民一体となり、高齢者が健康で明るく、生きがいを持って活躍できる環境を整備し、誰もが70歳になっても現役を続けられる都市を目指しています。本プランにおいては、これまでおおむね65歳から74歳までを「ささえあい世代」として超高齢社会の担い手・支え手と位置づけ、また、おおむね75歳以上を「健康長寿世代」として介護予防の実践により健康で長生きすることを期待する世代として定義づけてまいりましたが、令和元（2019）年度よりこれをさらに細分化し、浜松市民の「やらまいか」精神にちなんで「やらまいか型人生年齢区分」を導入しています。



【やらまいか型人生年齢区分】

すこ <small>や</small> か成長世代	17 歳まで	心身ともに、すこやかに成長する世代
はつ <small>ら</small> つ活躍世代	18～64 歳まで	社会へと羽ばたき、はつらつと活躍する世代
<small>ま</small> だまだ現役世代	65～74 歳まで	これまでの知識や経験を活かし、まだまだ職場や地域から頼られる世代
<small>い</small> きいき充実世代	75～87 歳まで	自分らしく、いきいきと過ごす世代
<small>か</small> かやく悠久世代	88 歳から	永遠に輝いて生活を送る世代

3 高齢者の意識への対応

プランの策定にあたり、高齢者の生活状況や活動状況、また超高齢社会に対する意識や介護保険サービスに対する意向等の実態を把握するため、「高齢者一般」「在宅要支援認定者調査」「在宅要介護認定者調査」の3区分でアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

【調査対象・回収状況】

(単位：人、通、%)

種別	対象者	対象者人口	発送数	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	市内在住の65歳以上の人で、介護認定を受けていない人	178,585	5,000	2,785	55.7
在宅要支援認定者調査	市内在住の介護認定（要支援1・2）を受けている人（施設入所者を除く。介護保険サービス未利用者を含む。）及び事業対象者の人	11,157	2,000	1,040	52.0
在宅要介護認定者調査	市内在住の介護認定（要介護1～5）を受けている人（施設入所者を除く。介護保険サービス未利用者を含む。）	18,866	3,000	1,477	49.2
合計		208,608	10,000	5,302	—

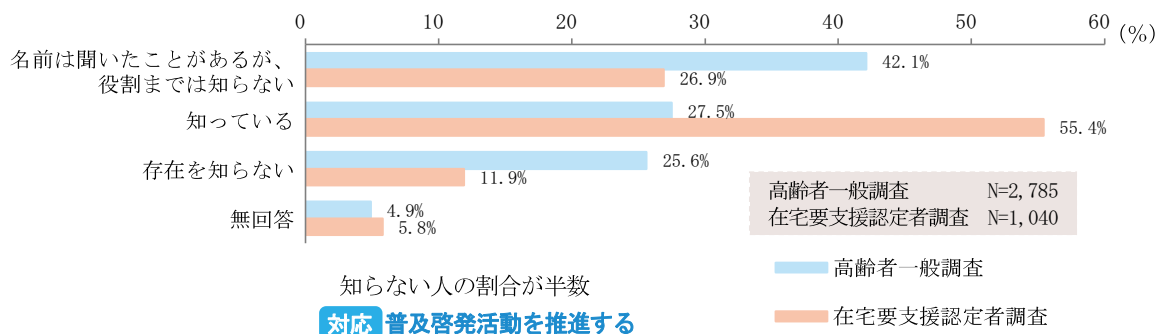
※対象者人口：平成31（2019）年4月1日現在

【調査方法等】

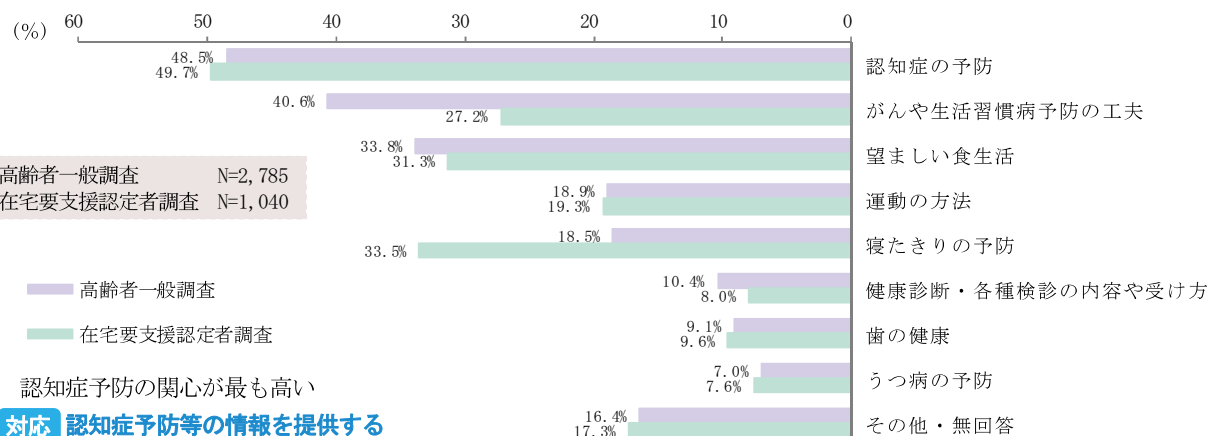
- 抽出方法 介護保険システムから該当者を無作為抽出
- 基準日 令和元（2019）年12月18日現在
- 調査方法 郵送（自記式）
- 調査期間 令和元（2019）年12月25日～令和2（2020）年1月24日

(2) 調査結果（抜粋）

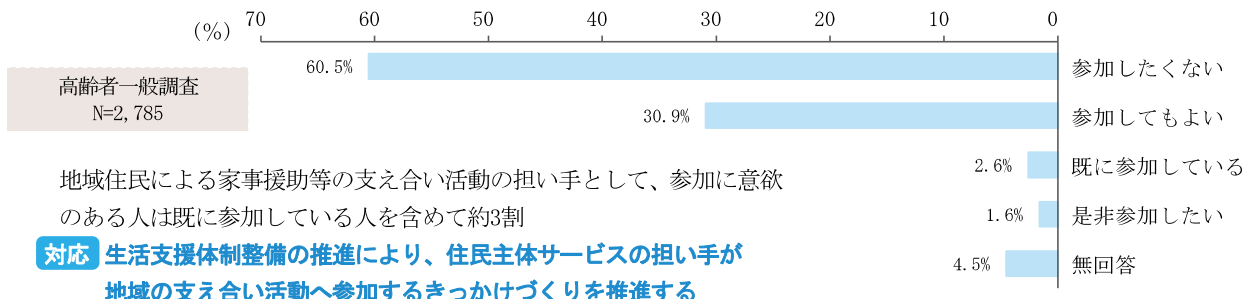
【地域包括支援センターの認知度】



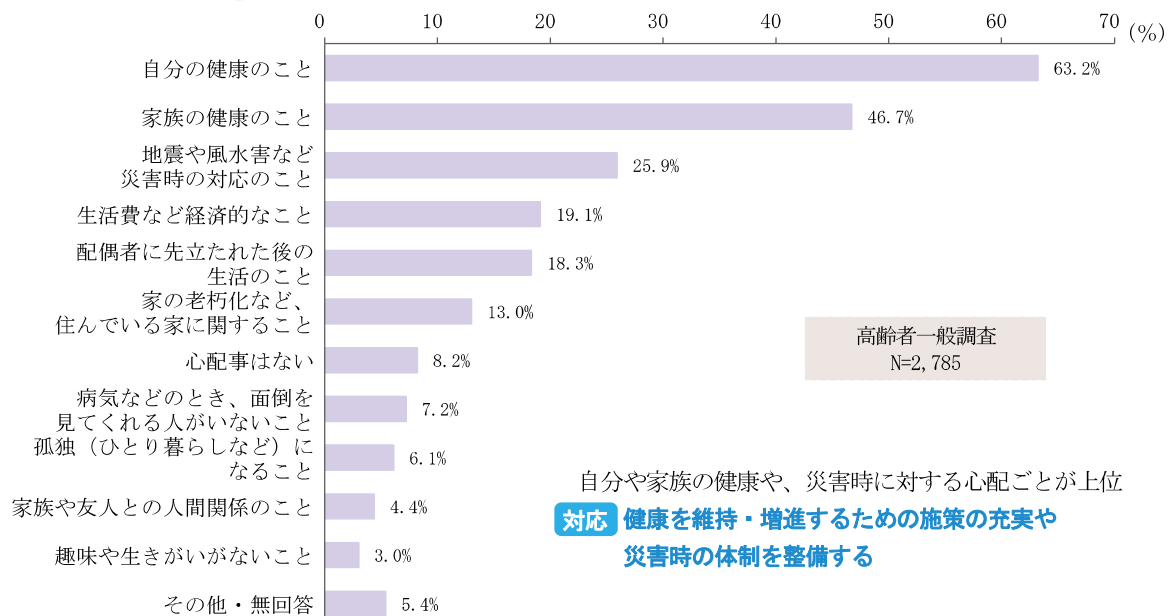
【健康について知りたいこと】



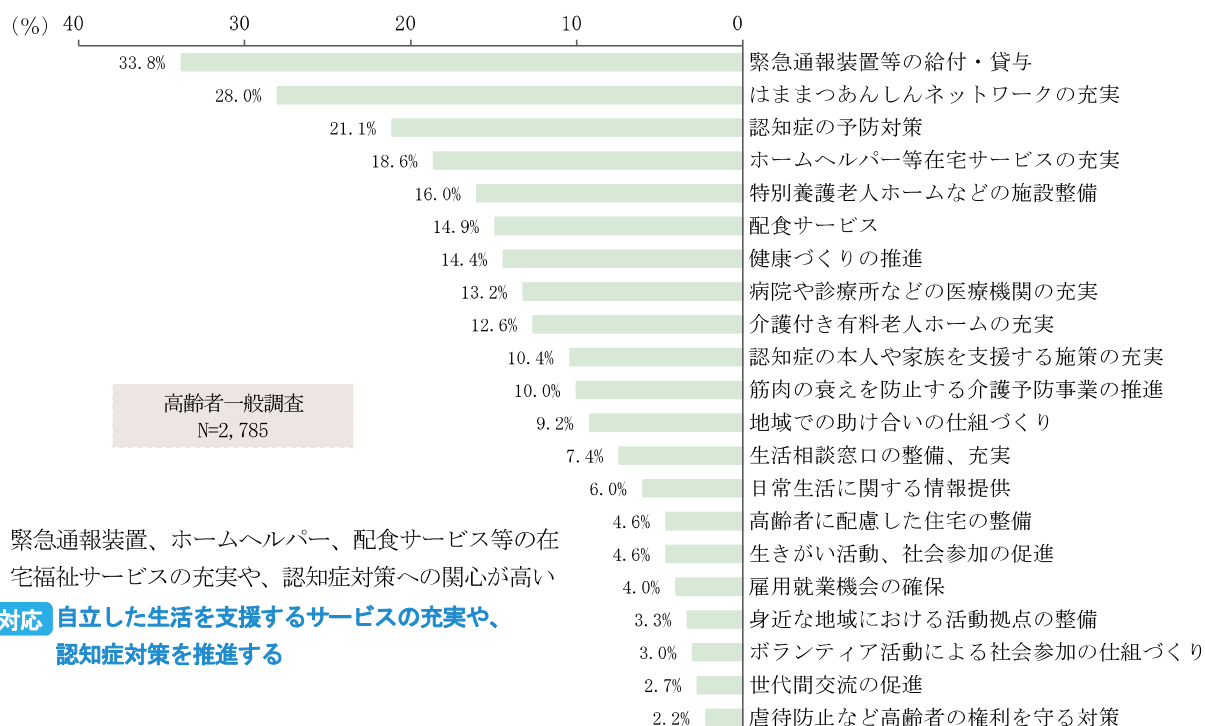
[地域の支え合い活動の担い手としての参加希望]



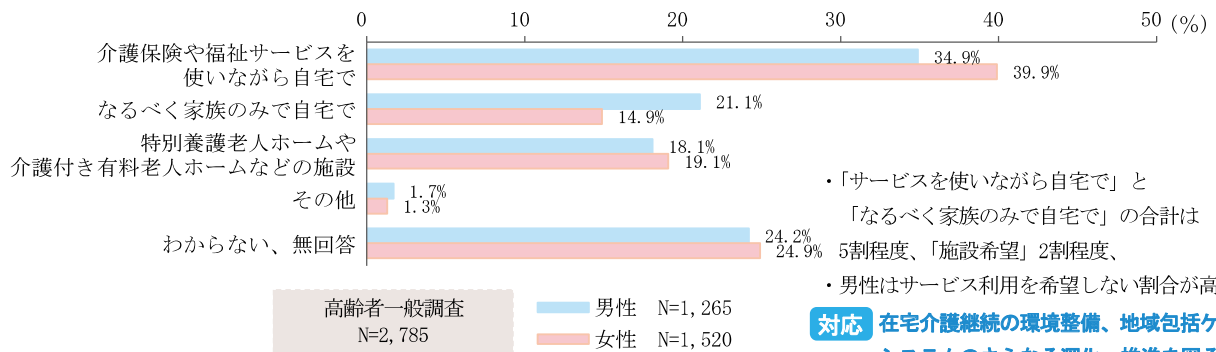
[心配ごとや悩みごと]



[高齢者が求める福祉施策]



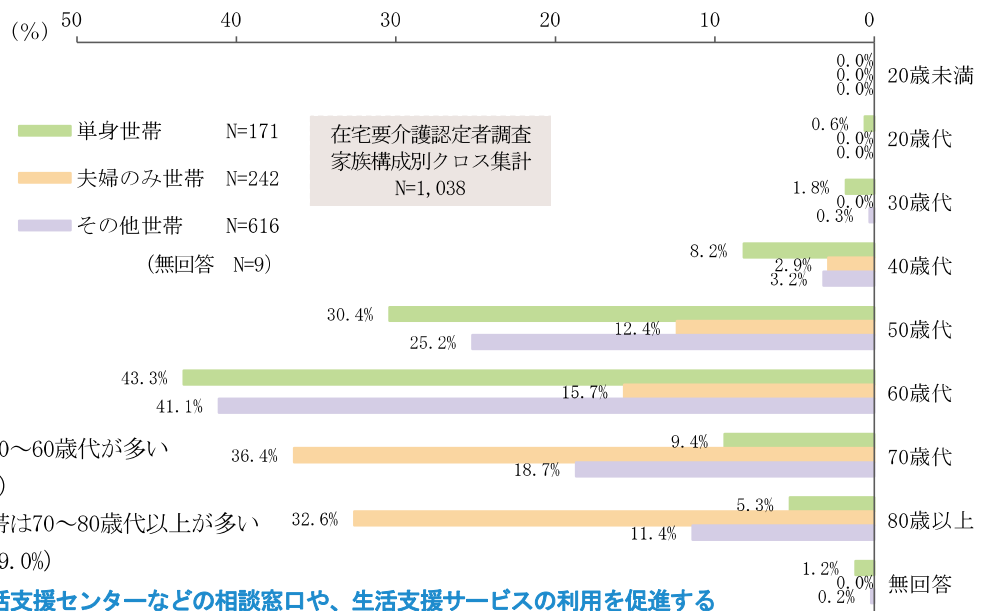
[自身の介護場所] 自分に介護が必要になった場合の希望介護場所



・「サービスを使いながら自宅で」と「なるべく家族のみで自宅で」の合計は5割程度、「施設希望」2割程度、
 ・男性はサービス利用を希望しない割合が高い

対応 在宅介護継続の環境整備、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る

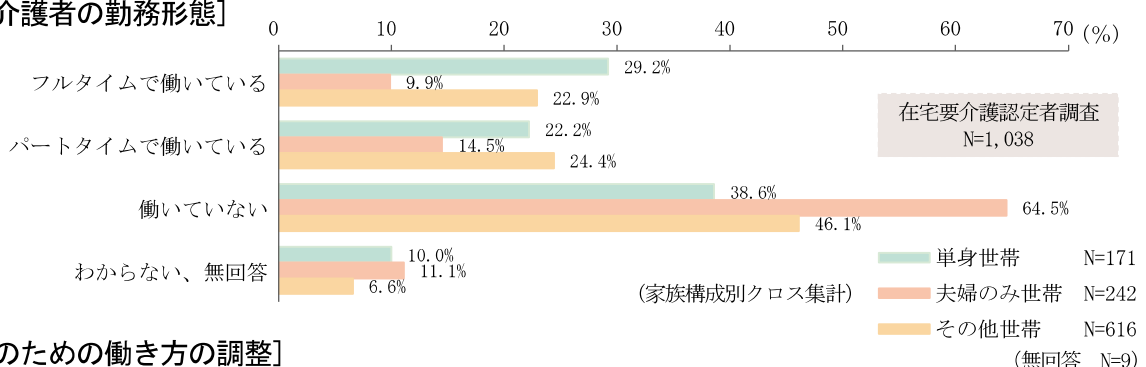
[主な介護者の年齢] 家族・親族（同居していない子供・親族含む）からの介護がある人のみの回答



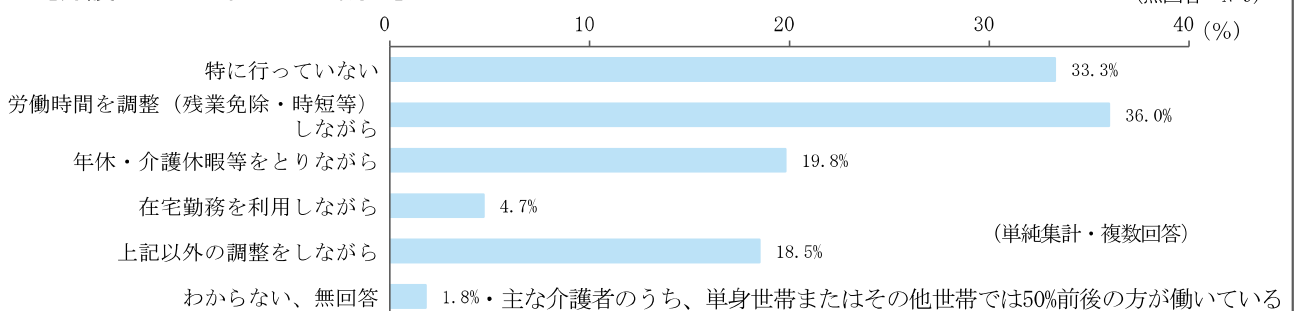
・単身世帯は50～60歳代が多い (60代が43.3%)
 ・夫婦のみ世帯は70～80歳代以上が多い (70歳以上が69.0%)

対応 地域包括支援センターなどの相談窓口や、生活支援サービスの利用を促進する

[主な介護者の勤務形態]



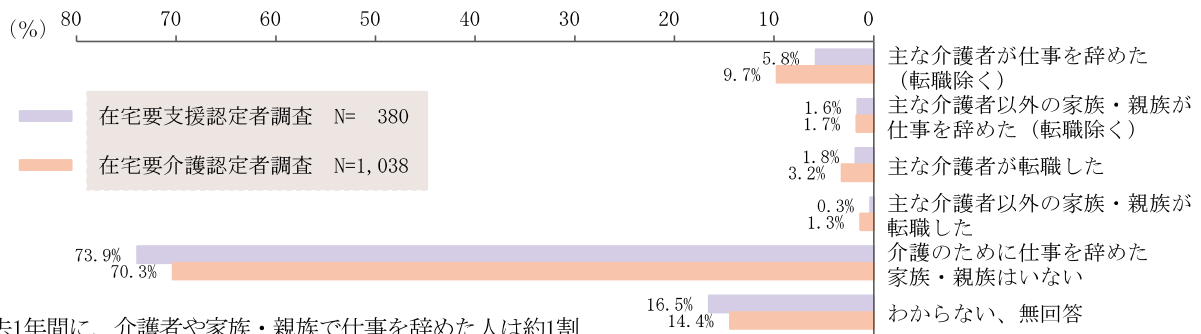
[介護のための働き方の調整]



・主な介護者のうち、単身世帯またはその他世帯では50%前後の方が働いている
 ・夫婦のみ世帯では働いていない介護者の割合が高い
 ・働いている介護者の約7割弱は何らかの働き方の調整をしている

対応 介護保険制度、介護サービス等の普及啓発に努める

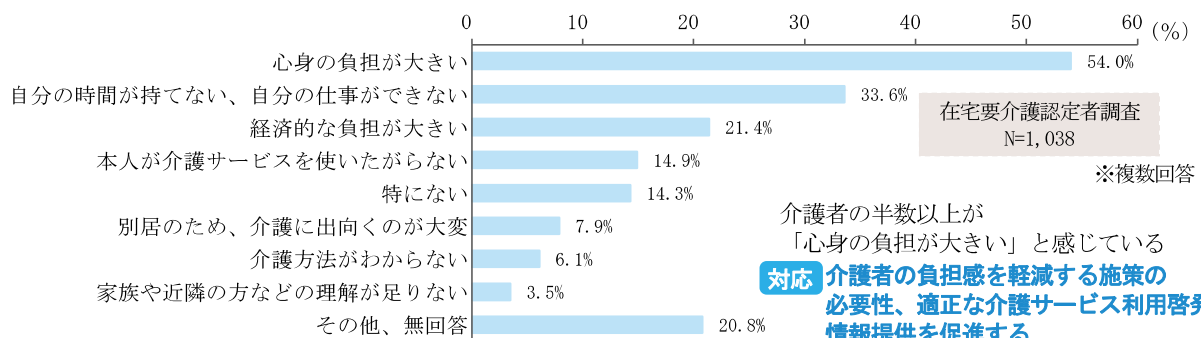
[介護のための離職] 家族・親族で過去1年間に仕事を辞めた人



過去1年間に、介護者や家族・親族で仕事を辞めた人は約1割

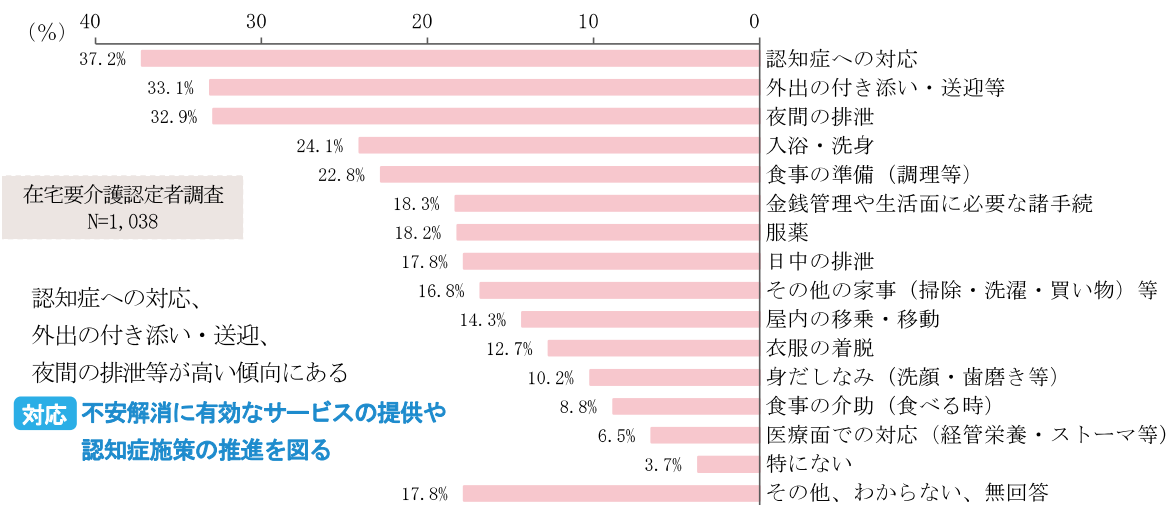
対応 介護のために離職する人をなくすため、サービス利用の相談支援体制の充実、介護施設の整備等の施策を推進する

[介護者の困りごと] 介護する上で介護者が困っていること



介護者の半数以上が「心身の負担が大きい」と感じている
対応 介護者の負担感を軽減する施策の必要性、適正な介護サービス利用啓発、情報提供を促進する

[介護者が不安に感じる介護] 現在の生活を継続するにあたっての不安



対応 不安解消に有効なサービスの提供や認知症施策の推進を図る

[介護保険サービスの充実と費用負担]

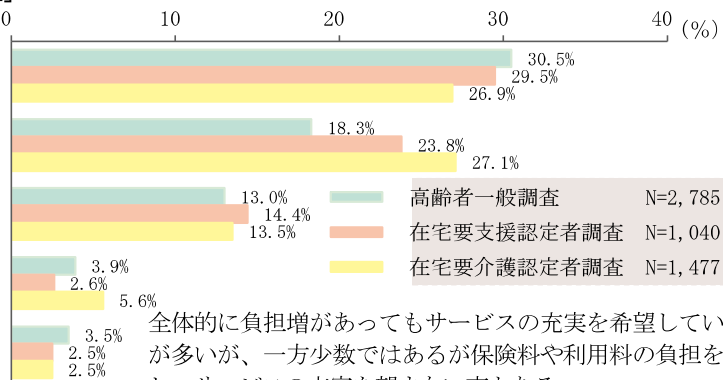
サービスを充実させるために、利用料の負担が増えることはやむを得ないが、保険料の負担は現状程度とするのがよい

サービスを充実させるために、保険料の負担がその分増えることはやむを得ないが、利用料の負担は現状程度とするのがよい

サービスを充実させるために、保険料や利用料等の負担がその分増えてもやむを得ない

保険料や利用料の負担は現状程度とし、利用者の増加により、サービス量が低下してもやむを得ない

保険料や利用料の負担を減らし、サービスの充実を望まない



全体的に負担増があってもサービスの充実を希望している人が多いが、一方少数ではあるが保険料や利用料の負担を減らし、サービスの充実を望まない声もある

対応 保険料設定の参考と介護保険制度の健全な運営に努める

4 介護保険制度改正への対応

令和3（2021）年の介護保険制度改正の趣旨は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な福祉サービス提供体制の構築を支援し、地域共生社会の実現を図ることです。

No.	主な改正点	背景・目的	具体的な改正点
1	地域の特性に応じた認知症施策、介護サービス提供体制の整備等の推進	令和7（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加えて、令和22（2040）年を見据えて介護サービス需要の更なる増加・多様化・保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応を行う必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画の策定にあたり、人口構造の変化の見通しを勘案することが義務づけられました。 計画の記載事項として、他分野との連携を踏まえた認知症施策の総合的な推進に関する事項の記載、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況の記載が追加されました。
2	要介護認定制度における更新認定の有効期間の延長	年間の認定件数が増加傾向にあり、申請から認定までに要する平均期間が長期化する中で、要介護認定制度の改善を図る必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 更新認定後の要介護認定の変化状況等を踏まえて、更新認定の二次判定において直前の要介護度と同じ要介護と判定された場合については、有効期間の上限を36か月から48か月に延長することが可能となりました。
3	食費居住費助成（特定入所者介護サービス費）の見直し	施設サービス等利用者に対する食費・居住費の助成制度における利用者負担額について、適正な負担となるよう所得段階間の均衡を図る必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担段階の第3段階が①本人年金収入額等80万円超120万円以下の段階と②120万円超の段階の2つ区分に変更されます。 助成の要件となる預貯金等の基準額が見直されます。
4	高額介護（予防）サービス費の見直し	医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせて変更を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 現役並み所得者のうち、年収770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の負担上限額を44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円に変更されます。

5 持続可能な開発目標（SDGs）に向けて

平成27（2015）年9月の国連総会決議において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して17の目標が定められました。

本市は、平成30（2018）年6月に「SDGs未来都市」に選定されており、本計画を推進することにより、目標のひとつである「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」に対し貢献することが期待されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

